

中華人民共和國著作權法
(改正草案)

2012年3月31日

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国著作権法
(改正草案)
(国家版權局 2012年3月)

第一章 総則.....	2
第二章 著作権.....	4
第一節 著作権者及びその権利.....	4
第二節 著作権の帰属.....	5
第三章 著作隣接権.....	7
第一節 出版者.....	7
第二節 実演家.....	8
第三節 レコード製作者.....	8
第四節 ラジオ局、テレビ局.....	8
第四章 権利の制限.....	9
第五章 権利の行使.....	11
第一節 著作権と著作隣接権契約.....	11
第二節 著作権集団管理.....	12
第六章 技術的保護手段及び権利管理情報.....	13
第七章 権利の保護.....	13
第八章 附則.....	16

第一章 総則

第一条 文学、芸術及び科学的著作物の著作者の著作権並びに伝達者の著作隣接権を保護し、社会主義における精神的文明と物質的文明の建設に有益な作品の創作と伝達を奨励し、更に社会主義文化及び科学及び経済の発展と繁栄を促すべく、憲法に基づき本法を制定する。

第二条 中国の自然人、法人又はその他の組織の著作物は、発表の要否を問わず、本法の保護を享受する。

外国人、無国籍人の著作物は、その著作者が属する国又は通常の居住国と中国との間に締結された協議により、又は共に加盟している国際条約により、本法の保護を享受する。

中国と協議が締結されず、又は共に国際条約に非加盟の国家の著作者及び無国籍人の著作物が、中国が加盟している国際条約の構成国において最初に出版されたとき、若しくは構成国と非構成国において同時に出版されたときは、本法における保護を享受する。

中国の自然人、法人又はその他の組織のレイアウトデザイン、実演、レコード及びラジオ番組・テレビ番組は本法における保護を享受する。

外国人、無国籍人のレイアウトデザイン、実演、レコード及びラジオ番組・テレビ番組は、その著作者が属する国又は通常の居住国と中国との間に締結された協議により、又は共に加盟している国際条約により、本法の保護を享受する。

外国人、無国籍人の追及権、応用美術著作物、レイアウトデザイン、本法第二十五条及び第三十六条に規定する権利は、その著作者が属する国又は通常の居住国の法律に基づき、対等の保護を適用する。

第三条 本法という著作物とは、文学、芸術及び科学の分野であり独創性を備え、かつある形式によって固定可能な知力の成果物を指す。

著作物には次の各号に掲げる種類が含まれる。

一、文字による著作物とは、小説、詩歌、散文、論文等の文字の形式で表現された著作物を指す。

二、口述による著作物とは、即興の演説、授業、法廷弁論等の口頭言語の形式で表現された著作物を指す。

三、音楽著作物とは、歌曲、交響楽等の歌唱又は演奏が可能で、歌詞を伴う又は伴わない著作物を指す。

四、演劇著作物とは、新劇、歌劇、地方劇等の舞台での実演に供する著作物をいう。

五、演芸著作物とは、漫才、講談、太鼓伴奏の伝統歌謡、講談等の口演を主要な形式として演じられる著作物を指す。

六、舞踊著作物とは、連続した動作、姿勢、及び表情等で思想感情を表現した著作物をいう。

七、雑技芸術著作物とは、雑技、手品、曲馬等の体の動作及び技巧で表現された著作物をいう。

八、美術著作物とは、絵画、書道、彫塑等の線、色彩又はその他の方法で構成された、審美的意義を有する、平面的又は立体的な造形芸術著作物をいう。

九、応用美術著作物とは、実際の用途を備える芸術著作物を指す。

十、建築著作物とは、建築物又は構築物の形式で表現された審美的意義を有する著作物をいう。

十一、撮影著作物とは、器械を利用して感光材料上又はその他の媒体上に客観的物体の形象を記録した芸術著作物をいう。

十二、視聴覚著作物とは、一定の媒体上に固定され、音声を伴う、又は音声を伴わない一連の画面で構成され、かつ、適技術装置を利用して上映される、又はその他の方式により伝達される著作物をいう。

十三、図形著作物とは、施工又は生産のために作成された工事又は建築の設計図、製品設計図、及び地理的現象を表し、又は事物の原理若しくは構造を説明した地図又は略図等の著作物をいう。

十四、模型著作物とは、展示、実験又は観測等の用途のために、物体の形状及び構造のとおり、一定の比率によって作られた立体著作物をいう。

十五、コンピュータプログラムとは、ある結果を得ることを目的に、コンピュータ等の情報処理能力を備える装置によって実行することができるコード化された命令シーケンス、又は自動的にコード化された命令シーケンスに変換される符号化された命令シーケンス、又は符号化されたステートメントシーケンスを指し、同一のコンピュータプログラムのソースプログラムやオブジェクトプログラムは同一著作物とする。

十六、その他の文学、芸術、科学の著作物。

著作権は著作物の創作が完成した日より自動的に発生し、いかなる手続きも履行する必要がない。

第四条 本法にいう著作権隣接権とは、出版者が出版した図書又は定期刊行物のレイアウトデザインについて享有する権利、実演家はその実演について享有する権利、レコード製作者が自らが製作したレコードについて享有する権利、ラジオ局、テレビ局が自らが放送したラジオ番組・テレビ番組について享有する権利をいう。

著作隣接権はレイアウトデザインを利用する図書又は定期刊行物が初めて出版された日、実演が発生した日、レコードが初めて製作された日、ラジオ番組・テレビ番組が初めて放送された日より自動的に発生し、いかなる手続きも履行する必要がない。

第五条 著作権者が著作権を行使するとき、ならびに著作隣接権者が著作隣接権を行使するときは、憲法及び法律に違反してはならず、公共の利益を害してはならない。

国家は法律に基づき、作品の伝達に対して監督管理を行う。

第六条 著作権者及び著作隣接権者は国務院著作権行政管理部門が設立した専門登記機関において著作権又は著作隣接権を登記することができる。登記文書は登記事項が事実であることの基礎的な証拠である。

登記の際は登録料を支払わなければならない。登録料の基準は国務院著作権行政管理部門が国務院価格管理部門と共に確定する。

著作権及び著作隣接権登記管理弁法は国務院著作権行政管理部門が別途制定する。

第七条 著作権保護及び表現されたものに及び、思想、手順、原理、数学的概念、運用方法等には及ばない。

本法は次の各号に掲げるものには適用されない。

一、法律、法規及び国家機関の決議、決定、命令、その他立法、行政、司法的性質を有する文書、並びにそれら公文書の正式訳文

二、新聞、刊行物、ラジオ局、テレビ局、情報ネットワーク等の媒体を通じて報道される単なる事実のニュース

三、暦法、汎用的数表、汎用的表及び公式

第八条 民間文学芸術表現の保護弁法は国務院により別途規定される。

第九条 国務院の著作権行政管理部門は、全国の著作権及び著作隣接権の管理業務を主管する。地方人民政府の著作権行政管理部門は本行政区域内の著作権及び著作隣接権の管理業務を主管する。

第二章 著作権

第一節 著作権者及びその権利

第十条 著作権者には、次の各号に掲げる者が含まれる。

一、著作者

二、その他、本法により著作権を享有する自然人、法人又はその他の組織

第十一条 著作権には、人格権と財産権が含まれる。

著作権には次の各号に掲げる人格権が含まれる。

一、公表権、即ち著作権を公表するか否かを決定する権利

二、氏名表示権、即ち著作者の身分を表明するか否かを決定する権利及び著作者の身分をどのように表明するかを決定する権利

三、同一性保持権、即ち著作物を改変する権利及び著作物の歪曲、改纂を禁止する権利
著作権には次の各号に掲げる財産権が含まれる。

一、複製権、即ち印刷、複写、録音・録画、デュープ及びデジタル化等の方法によって作品を一部又は複数部製作する権利

二、頒布権、即ち販売、贈与又はその他の所有権譲渡の方法で公衆に著作物の原本又は複製品を提供する権利

三、貸与権、即ち有償で他人が視聴覚著作物、コンピュータプログラム又は著作物のレコードを含む原本又は複製品を一時的に利用することを許諾する権利、貸出を主目的としないコンピュータプログラムを除く

四、展示権、即ち美術著作物、撮影著作物の原本又は複製品を公開陳列する権利

五、実演権、即ち各種方法により著作物を公開実演し、併せて各種手段を用いて著作物の実演を公開放送する権利

六、上映権、即ち上映機材、スライド映写機等の技術設備を利用して、美術著作物、撮影著作物、視聴覚著作物等を公開し再現する権利

七、放送権、即ち無線又は有線方式により公衆に対して著作物を放送し、又は同著作物の放送を中継する権利、及び技術設備により公衆に対して同著作物の放送を伝達する権利

八、情報ネットワーク伝達権、即ち著作物を直接放送、中継放送する、又は公衆が自ら選定した時間、場所で入手することを可能にする権利を含む、情報ネットワーク環境下において無線又は有線方式により公衆に著作物を提供する権利、

九、撮影製作権、即ち著作物を撮影製作によって視聴覚著作物にする権利

十、翻案権、即ち著作物を視聴覚著作物以外の異なる体裁又は種類の新たな著作物に変換する権利

十一、翻訳権、即ち著作権をある言語文字から別の言語文字に変換する権利

十二、改変権、即ちコンピュータプログラムに対し増補、削除を行う、又は命令、ステートメントの順序を改変する権利

十三、追及権、即ち美術著作物、撮影著作物の原本又は作家、作曲家の手稿が初めて譲渡された後、著作者又はその相続人、遺贈を受けた者が同原本又は手稿のすべての転売について、収益の分配を享受する権利であり、追及権は譲渡又は放棄することができない

十四 著作権者が享有すべきその他の権利

情報ネットワーク伝達権、追及権の保護弁法は国務院により別途規定される。

第二節 著作権の帰属

第十二条 著作権は著作者に帰属する。但し本法で別段の規定があればこの限りでない。

著作物を創作した自然人を著作者とする。

法人又はその他の組織が主管又は投資し、法人又はその他の組織の意思を代表して創作し、法人、その他の組織又はその代表者の名義で発表、且つ法人又はその他の組織が責任を負担する著作物については、法人又はその他の組織を著作者とみなす。

反証がない限り、著作物上に氏名を表示した自然人、法人、その他の組織を著作者とする。

第十三条 既存の著作物を翻案、翻訳、注釈、整理することにより生じた新たな著作物は派生的著作物とし、その著作権は派生的著作物の著作者が享有する。

派生的著作物を利用するには派生的著作物の著作権者及び原著物の著作者の許諾を取得し、かつ報酬を支払わなければならない。

第十四条 二人以上の者が共同で創作した著作物の著作権は、共同著作者によって共有される。創作に参加していない者は、共同著作者とはなりえない。

分割利用できる共同著作物については、著作者は各自の創作部分に対して単独に著作権を享有できる。但し、著作権を行使するときは、共同著作物の正常な使用を妨害してはならない。

分割利用することができない共同著作物については、その著作権は、各共同著作者が共に享有し、協議をして共同で行使する。協議をしても合意できず、かつ、正当な理由がないときは、いかなる共有者も他の享有者が共同著作物を利用すること、又は他人に共同著作物の利用を許諾することを妨げてはならない。但し、利益はすべての共同著作者に合理的に分配しなければならない。

第十五条 いくつかの著作物、著作物の一部、又は構成されていない作品のデータ又はその他の資料を編集し、その内容を選択又は改編して独創性を体現している著作物は、編集著作物として、その著作権は編集者が享有する。

編集著作物をしようするには編集著作物の著作権者と原著作物の著作権者の許諾を取得し、かつ報酬を支払わなければならない。

第十六条 当事者が相反する内容を書面で定めていない場合、視聴覚著作物の著作権は製作者が享有する。但し氏名表示権は脚本、監督、撮影、作詞、作曲等の著作者が享有する。

製作者が脚本、音楽等の著作物を利用して視聴覚著作物を撮影製作するには著作者の許諾を取得し、かつ報酬を支払わなければならない。

脚本、作詞、作曲等の著作者は製作者による当該視聴覚著作物の利用、又は他人への当該視聴覚著作物の授権に対し、契約に別途定めがある場合を除き、合理的な報酬を取得する権利を有する。

視聴覚著作物中の単独で利用可能な脚本、音楽等の著作物について、著作者は単独で著作権を行使することができる。ただし視聴覚著作物の正常な使用を妨害してはならない。

第十七条 従業員が業務上の任務を遂行するために創作した著作物は職務著作物であり、その著作権の帰属は当事者が定めることとする。

定めがない、又は定めが不明確な場合、職務著作物の著作権は従業員が享有する。ただし、建設・工事設計図、コンピュータプログラム、新聞社・雑誌社又は通信社に雇用されて創作した著作物、及び大型辞書等の著作物の著作権は事業体が享有し、著作者は氏名表示権を享有する。従業員が職務著作物の著作権を享有する場合、事業体はその業務範囲内において無償で当該著作物を利用することができる。

第十八条 委託を受けて創作された著作物の著作権の帰属は、委託者と受託者が定めることとする。

定めがない、又は定めが不明確な場合、著作権は受託者が享有する。ただし、委託者は定められた利用範囲内において無償で当該著作物を利用することができる。当事者が利用範囲を定めていない場合、委託者は創作を委託した特定の目的の範囲内において無償で当該著作物を利用することができる。

第十九条 著作物の原本の所有権の移転によっては、著作権の移転は発生しない。

美術著作物、撮影著作物の原本の所有者は当該原本を展示することができる。

著作者が公表していない美術著作物、撮影著作物の原本を他人に譲渡した場合、譲受人が当該原本を展示することは著作者の公表権の侵害を構成しない。

第二十条 著作者の死亡後、著作権のうち氏名表示権及び同一性保持権は、著作物の相続人又は遺贈を受けた者がこれを保護する。

著作権を相続する者がおらず、遺贈を受ける者もない場合には、その氏名表示権及び同一性保持権は、著作権行政管理部门がこれを保護する。

第二十一条 著作者が生前に公表していない著作物について、著作者が公表しない旨を明確に表明していない場合には、著作者の死亡後 50 年間、その公表権は、相続人及び遺贈を受けた者が行使することができる。相続人がおらず、遺贈を受ける者もない場合には、原本の所有者がその公表権を行使する。

第二十二条 著作権が自然人に帰属する場合、当該自然人が死亡した後、著作権中の財産権については、本法に定める保護期間内に相続法の規定により移転する。

著作権が法人又はその他の組織に帰属する場合、当該法人又はその他の組織が変更又は終了した後、著作権中の財産権については、本法に定める保護期間内に当該権利義務を承継する法人又はその他の組織が享有する。当該権利義務を承継する法人又はその他の組織が存在しない場合には、国が享有する。

第二十三条 共同著作者の一人が死亡した後に、その者が享有する共同著作物の著作権中の財産権は、これを相続する者がおらず、遺贈を受ける者もない場合には、その他の共

同著作者が享有する。

第二十四条 著作者の身分が不明な著作物については、著作物の原本の所有者が氏名表示権以外の著作権を行使する。著作者の身分が確定した後は、著作者又はその相続人が著作権を行使する。

第二十五条 次の各号に掲げる著作権の保護期間が満了していない著作物について、利用者は国務院著作権行政管理部門に対し、利用料の寄託により著作物の利用を申請できる。

一、著作者の身分が不明で、かつ原著作物の所有者が最大限調査を行なっても明らかにならなかった著作物

二、著作者の身分が確定しているが、最大限調査を行なっても明らかにならなかった著作物

前項の具体事項については、国務院著作権行政管理部門により別途規定される。

第三節 著作権の保護期間

第二十六条 氏名表示権、同一性保持権の保護期間は制限を受けない。

第二十七条 自然人の著作物の公表権及び著作権中の財産権の保護期間は著作者の生涯及びその死亡後の 50 年間とする。分割できない共同著作物の場合、その保護期間は最後に死亡した著作者が死亡した日から起算する。

法人又はその他の組織の著作物及び著作権を法人又はその他の組織が享有する職務著作物の著作権中の財産権の保護期間は著作物の最初の公表後 50 年間とする。但し、著作物が創作完了後の 50 年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。

視聴覚著作物の著作権中の財産権の保護期間は著作物の最初の公表後 50 年間とする。但し、著作物が創作完了後の 50 年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。

本条第二項、第三項に掲げる著作物の公表権の保護期間は 50 年間とする。但し、著作物が創作完了後の 50 年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。

応用美術著作物の著作権中の財産権の保護期間は著作物の最初の公表後 25 年間とする。但し、著作物が創作完了後の 25 年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。その公表権の保護期間は 25 年とする。但し、著作物が創作完了後の 25 年以内に公表されなかったときは、本法による保護を享受しない。

前記 5 項にいう保護期間とは、著作者が死亡した年、関連著作物が初めて公表された年又は著作物の創作が完了した年の次年の 1 月 1 日から起算する。

第二十八条 著作者の身分が不明な著作物の著作権中の財産権の保護期間 50 年間とする。当該著作物が最初に公表された年の次年の 1 月 1 日から起算する。著作者の身分が確定したときは、著作権法第二十七条の規定を適用する。

第三章 著作隣接権

第一節 出版者

第二十九条 本法にいう出版とは著作物の複製及び頒布を指す。

本法にいうレイアウトデザインとは、図書や定期刊行物のレイアウト形式に対するデザインを指し、版心、配列方式、使用文字、行間隔、表題、引用及び文章記号等のレイアウトを構成する要素に対する調整を含む。

第三十条 出版者は、その出版した図書・定期刊行物のレイアウトデザインを利用することを他人に許諾する権利を有する。

前項に定める権利の保護期間は 10 年間とし、当該レイアウトデザインを利用する図書又は定期刊行物が最初に出版された年の次年の 1 月 1 日より起算する。

第二節 実演家

第三十一条 本法にいう実演家とは、朗読、歌唱、演奏及びその他の方式により文学芸術著作物又は民間文学芸術を実演する個人又は演出事業単位を指す。

第三十二条 実演家はその実演について次の各号に掲げる権利を享有する。

- 一、実演家の身分を表示する権利
- 二、実演イメージが歪曲されないよう保護する権利
- 三、他人が無線又は有線方式により現場から実演を公開中継する権利
- 四、他人が実演を録音、録画することを許諾する権利
- 五、他人がその実演を収録した録音録画製品又は当該録音録画製品の複製品を複製、頒布、貸与することを許諾する権利
- 六、他人が情報ネットワーク環境下において無線又は有線方式によりその実演を公衆に対して提供し、当該実演を公衆が自ら選定した時間、場所で入手することを可能にすることを許諾する権利

前項第一号、第二号に規定する権利の保護期間は制限を受けない。第三号から第六号に規定する権利の保護期間は50年間とし、当該実演が発生した年の次年の1月1日より起算する。

許諾を受ける者は第一項第三号から第六号に規定する方式により作品を利用する場合、著作権者の許諾を得なければならない。

第三十三条 当事者が相反する内容を書面で定めていない場合、視聴覚著作物中の実演家の権利は製作者が享有する。但し実演家の身分を表明する権利は実演家が享有する。

製作者は実演家を雇用して視聴覚著作物を撮影製作する場合、書面の契約を締結し、かつ報酬を支払わなければならない。

実演家は製作者による当該視聴覚著作物の利用、又は他人への当該視聴覚著作物の利用権の付与に対し、契約に別途定めがある場合を除き、合理的な報酬を取得する権利を有する。

第三節 レコード製作者

第三十四条 本法にいうレコードとは、実演の音声又はその他の音声のあらゆる記録品をいう。本法にいうレコード製作者とは、最初にレコードを製作した者をいう。

第三十五条 録音録画製作者は、その製作したレコードに対して、他人がレコードを複製、頒布、貸与すること、情報ネットワーク環境において無線又は有線方式によって公衆に対してレコードを提供し、公衆が自ら選定した時間、場所で当該レコードを入手すること可能にすることを許諾する権利を享有する。

前項に規定する権利の保護期間は50年間とし、レコードの製作が最初に完了した年の次年の1月1日より起算する。

許諾を受ける者は、レコードを複製、頒布、貸与、情報ネットワークを通じた公衆への伝達を行う場合、著作権者及び実演家の許諾を得なければならない。

第三十六条 レコードを無線又は有線による放送、又は技術設備による公衆への伝達に利用する場合、実演家及びレコード製作者は共に合理的な報酬を得る権利を享有する。

第四節 ラジオ局、テレビ局

第三十七条 本法にいうラジオ番組・テレビ番組とは、ラジオ局又はテレビ局が最初に放送したコンテンツを有する信号をいう。

第三十八条 ラジオ局、テレビ局は、次の各号に掲げる行為の禁止権を有する。

- 一、他のラジオ局、テレビ局が無線又は有線方式によりそのラジオ番組・テレビ番組を中継放送すること

- 二、そのラジオ番組・テレビ番組を録音、録画すること
- 三、そのラジオ番組・テレビ番組の記録品を複製すること
- 四、情報ネットワーク環境において無線又は有線方式によって公衆に対してそのラジオ番組・テレビ番組を中継放送すること。

前項に規定する権利の保護期間は50年間とし、ラジオ番組・テレビ番組が最初に放送された年の次年の1月1日より起算する。

第四章 権利の制限

第三十九条 本法の規定に基づいて、著作権者の許諾を得ずに既に公表された著作物を利用するときは、当該著作物の正常な使用を妨げてはならず、著作権者の合法的な権利、利益を不合理に侵害してはならない。

第四十条 次の各号に掲げる状況において著作物を利用する場合は、著作権者の許諾を必要とせず、著作権者に報酬を支払わなくてもよい。但し、著作者の氏名及び著作物の名称、著作物の出典を明示しなければならず、かつ著作権者が本法により享有するその他の権利を侵害してはならない。

一、個人的な学習、研究又は鑑賞のために、他人により既に公表された著作物を1部複製する場合

二、ある著作物を紹介、評論、又はある問題を説明するために、著作物において他人により既に公表された著作物を適切に引用する場合

三、時事ニュースを報道するために、新聞・刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体で既に公表された著作物をやむを得ず再現又は引用する場合

四、新聞・刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体が、他の新聞・刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体により既に公表された政治、経済、宗教問題に関する時事的文章を掲載又は放送する場合、但し著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない

五、新聞・刊行物、放送局・テレビ局等のメディア媒体が、公衆の集会において公表された演説を掲載又は放送する場合、但し著作者が掲載、放送を許諾しない旨を表明している場合はこの限りでない

六、学校の教室における授業又は科学研究のために、既に公表された著作物を翻訳又は少量複製し、授業又は科学研究にかかる者の使用に供する場合、但しそれを出版又は頒布してはならない

七、国家機関が公務執行のために、既に公表された著作物を合理的な範囲内で使用する場合

八、図書館、公文書館、記念館、博物館、美術館等が陳列又は版本を保存する必要から当該館が収蔵する著作物を複製する場合

九、既に公表された著作物を無償で実演する場合、当該実演とは公衆から費用を徴収せず実演家にも報酬を支払わない場合をいう

十、屋外公共場所に設置又は陳列されている美術の著作物につき、模写、描写、撮影製作する場合

十一、中国の自然人、法人又はその他の組織により既に公表済みの漢言語により創作された

著作物を、少数民族の言語文字に翻訳し国内で出版及び頒布する場合

十二、既に公表された著作物を点字にして出版する場合

前項の規定は、出版者、実演家、録音録画製作者、放送局・テレビ局に対する権利の制限に適用する。

第四十一条 コンピュータプログラムを合法的に授権された利用者は次の各号に掲げる行為に従事することができる。

一、必要に応じてそのプログラムをコンピュータなど情報処理能力を有する装置に格納すること。

二、コンピュータプログラムの損壊を防止するために、バックアップ・コピーを製作すること。これらのバックアップ・コピーはいかなる方法によっても他人の使用に提供してはならず、且つ本人が合法的な授権を失ったときは、バックアップ・コピーの廃棄に責任を負う。

三、当該コンピュータプログラムを実際のコンピュータ応用環境に用い、又はその機能、性能を改善するために必要な改変をすること。但し、当該コンピュータプログラムの著作権者の許可なしには、いかなる第三者にも改変後のソフトウェアを提供してはならない。

第四十二条 コンピュータプログラムに含まれた設計思想と原理を研究することを目的に、インストール、表示、伝送又は保存等の方法でコンピュータプログラムを使用する場合は、コンピュータプログラムの著作権者の許可を得る必要は無く、且つ報酬を支払う必要もない。

第四十三条 コンピュータプログラムの合法的に授権された利用者は正常なルートによって必要な互換性に関する情報を取得できない場合、当該コンピュータプログラムの著作権者の許可を得ずに、当該プログラム中の互換性に関する情報に関する部分の内容を複製ならびに翻訳することができる。

前項の規定を適用して取得した情報は、コンピュータプログラムの互換の目的を超えて使用したり、他人に提供したり、実質的に類似するコンピュータプログラムの開発、生産又は販売に利用してはならず、またいかなる著作権侵害の行為にも利用してはならない。

第四十四条 9年制義務教育及び国の教育計画を実施するために教科書を編纂する場合には、本法第四十八条に規定される条件により、著作者の許諾を得ることなく、当該教科書の中で既に公表された著作物の一部又は短編著作物、音楽著作物、又は一枚ものの美術著作物、撮影著作物、図形著作物を編集することができる。

第四十五条 中国の自然人、法人及びその他の組織が文字による著作物を新聞・刊行物に掲載した後、その他の新聞・刊行物は本法第四十八条に規定される条件により、著作者の許諾を得ずに転載、又は要約、資料として掲載することができる。

新聞・刊行物はその掲載した著作物について、著作者の授権によって専用出版権を共有し、かつその出版した新聞・刊行物の目立つ位置に声明を出した場合、その他の新聞・刊行物は転載又は掲載を行なってはならない。

第四十六条 レコードが最初に出版されてから3カ月が経過した後、その他のレコード製作者は本法第四十八条に規定される条件により、著作権者の許諾を得ずに、その音楽著作物を利用してレコードを製作することができる。

第四十七条 ラジオ局、テレビ局は本法第四十八条に規定される条件により、著作権者の許諾を得ずに、著作権者がすでに公表した著作物を放送することができる。但し、他人の視聴覚著作物を放送するには、製作者の許諾を得なくてはならない。

第四十八条 本法第四十四条、第四十五条、第四十六条及び第四十七条の規定により、著作権者の許諾を得ずに著作権者がすでに公表した著作物を利用するには、次の各号に掲げる条件を満たさなければならない。

- 一、利用前に国务院著作権行政管理部門に対し届出を申請していること
- 二、利用時に著作者の声明、著作物の名称及び著作物の出典を明示していること
- 三、利用後一ヶ月以内に国务院著作権行政管理部門の制定する標準に基づいて著作権集

団管理組織に対し利用料を支払い、同時に利用著作物の名称、著作者の氏名及び著作物の出典などの関連情報を報告していること。

利用者が法定の許諾申請を行った場合、国务院著作権行政管理部門はそのオフィシャルウェブサイトにおいて届出情報を公告しなければならない。

著作権集団管理組織は第一項に述べる利用料を速やかに関連権利者に支払い渡し、かつ著作物利用状況検索システムを設置し権利者が無償で著作物の利用状況及び利用料の支払い状況を検索できるようにしなければならない。

第五章 権利の行使

第一節 著作権と著作隣接権契約

第四十九条 著作権者は許諾、譲渡、質権の設定又は法的に許されるその他の形式により著作権中の財産権を利用することができる。

第五十条 他人の著作物を利用するときは、著作権者と利用許諾契約を締結しなければならない。本法の規定により許諾を要しない場合はこの限りでない。

利用許諾契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。

- 一、著作物の名称
- 二、利用を許諾する権利の種類及び使用方式
- 三、利用を許諾する権利が専用利用権であるか、又は非専用利用権であるかの区別
- 四、利用を許諾する地理的範囲、期間
- 五、報酬支払基準及び方法
- 六、違約責任
- 七、当事者双方が定めを要すると認めるその他の内容

著作物利用の報酬支払基準は当事者が定めることができる。当事者による定めが存在しない、又は定めが不明確な場合は、市場価値又は国务院著作権行政管理部門が関連部門と共に制定した報酬支払基準に基づいて報酬を支払う。

第五十一条 利用する他人の著作物について、利用を許諾する権利が専用利用権である場合は、書面の形式を取らなければならない。

契約中に利用を許諾する権利が専用利用権であることが明確に定められていない場合、利用を許諾する権利は非専用利用権であるとみなされる。

契約中に利用を許諾する権利が専用利用権であることが定められているが、専用利用権の内容について定めていない、又は定めが不明確な場合、許諾を受けるものは著作権者を含むあらゆる者が同様の方式で著作物を利用することを排除する権利を有するとみなされる。

新聞・刊行物が著作者と専用出版権契約を締結する場合、専用出版権の期限は1年を超えてはならない。

第五十二条 図書出版契約に出版者が専用出版権を享有することを定めたが、その具体的内容を明確にしていない場合には、図書出版者が契約の有効期間内及び契約に定めた地域範囲内において同一言語による原版、改訂版の方法で図書を出版する専有的権利を享有するものと見なす。

第五十三条 図書出版者が著作物を増刷又は再版する場合は、著作権者に通知しなければならない。図書が完売された後、図書出版者が増刷又は再版を拒否した場合、著作権者は当該契約を終了させる権利を有する。著作権者が図書出版者に2通の注文書を出し、6ヶ月以内に履行されない場合、図書は完売したものとみなす。

第五十四条 他人の著作物を実演する場合、演出組織者又は演出事業単位が著作権者から

の授権を得なければならない。

第五十五条 著作権中の財産権の譲渡は、書面による契約を締結しなければならない。

権利の譲渡契約には、主に次の各号に掲げる内容が含まれる。

- 一、著作物の名称
- 二、譲渡する権利の種類、地理的範囲
- 三、譲渡価額
- 四、譲渡価額の支払日及び方法
- 五、違約責任
- 六、当事者双方が定めを要すると認めるその他の内容

第五十六条 利用許諾契約及び譲渡契約において、著作権者が許諾又は譲渡を明確にしていない権利について、許諾を受ける者は著作権者の同意を得ずにこれを行ってはならない。

許諾を受ける者は著作権者の同意を得ずに第三者に同一権利の行使を許諾してはならない。

第五十七条 著作権者と専有利用許諾契約、譲渡契約を締結する場合は、国務院著作権行政管理部門が設立した専門登録機関に登録することができる。登録された専用利用許諾契約と譲渡契約は、第三者に対抗できる。

契約の登録には費用を納付しなければならない。徴収基準は国務院著作権行政管理部門が国務院価格管理部門と共に確定する。

第五十八条 著作権をもって抵当する場合、抵当者と質権者は、国務院著作権行政管理部門に抵当登記手続を行わなければならない。著作権抵当登記には費用を納付しなければならない。徴収基準は国務院著作権行政管理部門が国務院価格管理部門、財政管理部門と共に確定する。

第二節 著作権集団管理

第五十九条 著作権集団組織は著作権者と著作隣接権者の授権又は法律の規定により、集団管理の方式によって著作権又は著作隣接権を行使する非営利組織である。

著作権集団権利組織は権利を管理するとき、自らの名義を著作権者又は著作隣接権者として権利を主張ことができ、かつ当事者として著作権又は著作隣接権の訴訟、仲裁活動を行うことができる。

国務院著作権行政管理部門は著作権集団管理組織の承認及び監督管理を担当する。

第六十条 著作権集団管理組織は権利者の授権を得、かつ全国的に権利者の利益を代表できる場合、国務院著作権行政管理部門に対し全体権利者を代表して著作権又は著作隣接権を行使することを申請できる。権利者が書面で集団管理を行なってはならないと表明している場合はこの限りではない。

第六十一条 著作権集団管理組織の授権利用料徴収基準は国務院著作権行政管理部門が実施を公告し、異議がある場合、国務院著作権行政管理が専門家委員会を組織して裁定を下し、裁定を最終決定とする。裁定期間は徴収基準の実施を停止しない。

第六十二条 2つ以上の著作権集団管理組織が同じ利用方式について同じ利用者から利用料を徴収する場合、事前に協議してそのうちの一つの著作権集団管理組織が統一的に徴収することを確定しなければならない。但し、当事者が別途定めを有する場合はこの限りではない。

第六十三条 著作権集団管理組織の設立形式、権利義務、著作権の許諾利用料の徴収、分配及びその監督管理等、授権利用料徴収基準に対する異議をめぐる裁定等の事項については国務院が別途規定する。

第六章 技術的保護手段及び権利管理情報

第六十四条 本法にいう技術的保護手段とは、権利者が自らの著作物、実演、レコード又はコンピュータプログラムが複製、閲覧、鑑賞、運用される、又は情報ネットワークを通じて伝達されるのを防止するために講じる有効な技術、装置又は部品を指す。

本法にいう権利管理情報とは、著作物及びその著作者、実演及びその実演家、レコード及びその製作者について説明する情報、著作物、実演、レコードの権利者の情報及び利用条件の情報、及び上記の情報を表示する数字又はコードを指す。

第六十五条 著作権及び著作隣接権を保護することを目的として、権利者は技術的保護手段を採用することができる。

いかなる組織又は個人も技術的保護手段を故意に回避又は破壊してはならず、主に技術的保護手段の回避又は破壊に用いる装置又は部品を故意に製造、輸入又は公衆に対し提供してはならず、故意に他人に対し技術的保護手段を回避又は破壊するための技術サービスを提供してはならない。

第六十六条 権利者の許諾を得ずに、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

一、権利管理情報を故意に削除、改変すること。但し技術的原因により削除又は改変を回避できない場合はこの限りではない。

二、権利者の許諾を得ずに権利管理情報の削除又は改変がなされたことを知っている、又は知っているはずである著作物、実演、レコードを提供すること。

第六十七条 次の各号に掲げる状況においては、技術的保護手段を回避することができる。但し、他人に対し技術的保護手段を回避する技術や装置、部品を提供してはならず、著作権者が法に基づいて享有するその他の権利を侵害してはならない。

一、学校における授業又は科学研究のために、少数の教員や科学的研究員に向けてすでに公表された著作物、実演、レコードを提供する場合で、当該著作物、実演、レコードを正常なルートを通じて取得できない場合

二、営利目的ではなく、視覚障害者が感知することのできる独特の方法で視覚障害者に対してすでに公表されている文字による著作物を提供する場合で、当該著作物が正常なルートを通じて取得できない場合

三、国家機関が行政、司法手続きに基づいて公務を執行する場合

四、コンピュータ及びそのシステム又はネットワークのセキュリティ性能のテストを実施する場合

第七章 権利の保護

第六十八条 著作権又は著作隣接権を侵害し、本法に規定する技術的保護手段又は権利管理情報に関する義務に違反した場合、侵害の停止、影響の除去、謝罪、損失の賠償等の民事責任を負わなければならない。

第六十九条 ネットワークサービスプロバイダはネットワークユーザーに対し保存、検索又はリンク等の単純なネットワーク技術サービスを提供するとき、著作権又は著作隣接権に関する情報の審査義務を負わない。

ネットワークユーザーはネットワークサービスを利用して著作権又は著作隣接権を侵害する行為を実施した場合、権利侵害を受けた者は書面でネットワークサービスプロバイダに通知し、リンクの削除、遮断、解除等の必要な措置を取るよう要求することができる。ネットワークサービスプロバイダは通知を受け取った後速やかに必要な措置を取った場合、賠償責任を負わない。速やかに必要な措置を取らなかった場合、当該ネットワークユーザーと連帯責任を負う。

ネットワークサービスプロバイダはネットワークユーザーがそのネットワークサービ

スを利用して著作権を侵害していることを知りながら、又は知っているはずでありながら、必要な措置を取っていない場合、当該ネットワークユーザーと連帯責任を負う。

第七十条 利用者は著作権集団権利組織と締結した契約又は法律規定に基づいて著作権集団管理組織に対し報酬を支払っている場合、権利者が同一の権利と同一の利用方式について提起した訴訟に対し、賠償責任を負わない。但し利用を停止し、かつ相応の集団管理利用料徴収基準に基づき報酬を支払わなければならない。

第七十一条 コンピュータプログラムの複製品の保有者は当該プログラムが権利侵害にかかる複製品であることを知らず、また知っていたとされる合理的な理由がない場合、賠償責任を負わない。但し、利用を停止し、その権利侵害にかかる複製品を廃棄しなければならない。利用を停止し、かつ権利侵害にかかる複製品を廃棄することが複製品の利用者に重大な損失を招く場合、複製品の利用者はコンピュータプログラムの著作権者に対合理的な費用を支払った後、利用を継続することができる。

第七十二条 著作権又は著作隣接権を侵害する場合は、権利侵害者は権利者の実質的損失に基づいて損害賠償しなければならない。実質的損失の算出が困難であるときは、権利侵害者の違法所得に応じて損害賠償を行うことができる。権利者の実質的損失又は権利侵害者の違法所得を確定するのが困難であるときは、通常の利用取引費用の合理的倍数を参考にして確定する。賠償額には、権利者が権利侵害行為を制止するために支払った合理的支出を含めるものとする。

権利者の実質的損失又は権利侵害者の違法所得及び通常の利用取引費用のいずれも確定が困難であり、かつ著作権又は著作隣接権の登録、専用利用許諾契約又は譲渡契約の登録を経ている場合、人民法院が侵害行為の情状により 100 万元以下の損害賠償を支払うべきとの判決を下す。

二度以上にわたり著作権又は著作隣接権を故意に侵害した場合、前二項の賠償額と同額からその 3 倍までの間で賠償額を確定しなければならない。

第七十三条 次の各号に掲げる権利侵害行為があり、同時に社会主義市場経済の秩序を損害したものは、著作権行政管理部門がその権利侵害行為の停止を命じ、違法所得を没収し、権利侵害にかかる複製品を没収、廃棄し、かつ罰金に処することができる。情状が深刻な場合、著作権行政管理部門は、さらに主に権利侵害にかかる複製品の製作に用いられた材料、工具、設備等を没収することができる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

一、著作権者の許諾を得ずに、その著作物を複製、頒布、貸与、実演、上映、放送、情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合。本法に別途規定がある場合はこの限りでない

二、本法第四十八条に規定に違反して他人の著作物を利用した場合

三、他人が専用出版権を享有する図書を出版した場合

四、実演家の許諾を得ずに、その実演を放送、録音・録画し、又はその実演のレコードを複製、頒布、貸与し、あるいは情報ネットワークを通じて公衆にその実演を伝達した場合。本法に別途規定がある場合はこの限りでない。

五、レコード製作者の許諾を得ずに、その製作したレコードを複製、頒布、貸与し、又は情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合。本法に別途規定がある場合はこの限りでない。

六、ラジオ局、テレビ局の許諾を得ずに、そのラジオ番組・テレビ番組を中継放送、録音・録画、複製し、又は情報ネットワークを通じて公衆に伝達した場合。本法に別途規定

がある場合はこの限りでない。

七、他人の氏名表示を詐称した著作物を製作、販売した場合

第七十四条 次の各号に掲げる違法行為があった場合、著作権行政管理部門は警告を発し、違法所得を没収し、主に技術的保護手段の回避、破壊に用いられた装置又は部品を没収することができる。情状が深刻な場合は関連の材料、工具、設備等を没収し、かつ罰金に処することができる。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及する。

一、許諾を得ずに、権利者が採った技術的保護手段を故意に回避又は破壊した場合。法律、行政法規に別途規定がある場合はこの限りではない。

二、許諾を得ずに、主に技術的保護手段の回避や破壊に用いられる装置や部品を故意に製造、輸入又は他人に提供した場合、又は他人に技術的保護手段の回避や破壊のための技術サービスを故意に提供した場合。

三、許諾を得ずに、権利管理情報を故意に削除又は改変した場合。法律、行政法規に別途規定がある場合はこの限りではない。

四、許諾を得ずに、権利管理情報の削除又は改変がなされたことを知りながら、又は知っているはずでありながら、関連する著作物、実演、レコードを複製、頒布、貸与、実演、上映、放送し、又は情報ネットワークを通じて公衆に対し伝達した場合。

第七十五条 著作権行政管理部門は著作権又は著作隣接権に関わる違法の疑いがある行為に対して調査を行うとき、関係当事者に質問し、違法の疑いがある行為に関わる状況を調査することができ、当事者が違法の疑いがある行為を行った場所について現場検査を実施することができ、違法の疑いがある行為に関わる契約、発票、帳簿及びその他の関連資料を調査、複製することができ、違法の疑いがある行為に関わる製品を検査し、著作権又は著作隣接権の侵害の疑いがある製品を差押え又は押収することができる。

著作権行政管理部門が法により前項に規定する職権を行使するとき、当事者はこれに協力しなければならない。正当な前項材料の提供を拒絶、妨害又は先延ばしにした場合、著作権行政管理部門は警告を発し、情状が深刻な場合は関連の材料、工具、設備等を没収することができる。

第七十六条 当事者は、行政処罰に不服がある場合、行政処罰に関する決定書を受領した日から 60 日以内に関連行政機関に行政再審査を請求するか、又は 3 ヶ月以内に人民法院に訴えを提起することができる。期間が満了しても行政再審査を請求せず、又は訴えを提起せず、履行もしない場合、著作権行政管理部門は人民法院に執行を請求することができる。

第七十七条 製作者がその複製行為が合法的に授権されたものであることを証明できない場合、又はネットワークユーザーが情報ネットワークを通じて公衆に対し伝達した著作物又は複製品が合法的に授権されたものであることを証明できない場合、又は貸与者が貸与した視聴覚著作物、コンピュータプログラム又はレコードが合法的に授権されたものであることを証明できない場合、又は頒布者が頒布した複製品が合法的な出所を有することを証明できない場合は、民事責任又は行政責任を負わなければならない。

第七十八条 著作権者又は著作隣接権者は、他人がその権利侵害行為を現に行っている、又はまさに行おうとしていることを立証できる証拠を有しており、これを直ちに制止しなければ、その合法的權益が補填しがたい損害を被るおそれがある場合は、訴えを提起する前に人民法院に關係行為の停止と財産の保全措置命令を採るよう請求することができる。人民法院が前項の請求を処理するにあたっては、「中華人民共和國民事訴訟法」第九十三条から第九十六条及び第九十九条の規定を適用する。

第七十九条 侵害行為を制止するに際し、証拠が喪失するおそれがあり又はその後に入手

することが困難な状況において、著作権者又は著作隣接権者は訴えを提起する前に人民法院に証拠保全を請求することができる。

人民法院は当該請求を受理した後、必ず 48 時間以内に裁定を下さなければならない。当該裁定が保全措置を採る場合は、直ちに執行を開始しなければならない。

人民法院は申請人に担保の提供を命じることができる。申請人が担保を提供しないときは、当該請求を却下する。

人民法院が保全措置を採った後 15 日以内に、申請人が訴えを提起しないときは、人民法院は当該保全措置を解除しなければならない。

第八十条 人民法院は事件の審理において、著作権又は著作隣接権にかかる侵害に対して違法所得、権利侵害にかかる複製品及び違法活動に用いられた財物を没収することができる。

第八十一条 当事者が契約の義務を履行しない、又は契約義務の履行が定めた条件に適合しない場合は、『中華人民共和国民法通則』、『中華人民共和国契約法』等の関係法律の規定に従い、民事責任を負わなければならない。

第八十二条 著作権又は著作隣接権にかかる紛争の当事者は『中華人民共和国仲裁法』に基づき、仲裁機関に仲裁の請求を申立て、又は人民法院に訴えを提起することができ、又は行政調停の請求を申し立てることができる。

第八十三条 著作権行政管理部門は著作権紛争調停委員会を設立し、著作権又は著作隣接権にかかる紛争の調停を担当する。調停での合意内容は法的拘束力を有し、一方の当事者が調停での合意内容を履行しない場合、もう一方の当事者は人民法院に司法確認及び強制執行を請求することができる。

著作権調停委員会の構成、調停手続及びその他事項については、國務院著作権行政管理機関が別途規定する。

第八十四条 著作権者又は著作隣接権者は、その著作権又は著作隣接権の侵害の疑いがある物品の輸出又は輸入について、税関に調査を請求することができる。具体的な弁法は國務院が別途規定する。

第八章 附則

第八十五条 本法にいう著作権とは、即ち版權のことである。

第八十六条 著作隣接権の制限又は行使については本法中の著作権の関連規定を適用する。

第八十七条 本法に規定される著作権者と著作隣接権者の権利で、本法施行日に未だ本法規定の保護期間を超えていないものについては、本法による保護を受ける。

本法施行前に発生した侵害又は契約違反行為は、侵害の発生時又は違反行為の発生時の関連規定及び政策によって処理するものとする。

第八十八条 本法は、1991 年 6 月 1 日より施行する。